

印刷物仕様書

印刷物名	福島県防災基本条例チラシ	数量	(枚 組) 10,000	<input type="checkbox"/> 部 <input checked="" type="checkbox"/> 枚 <input type="checkbox"/> 組 <input type="checkbox"/> 冊 <input type="checkbox"/> セット
印刷区分	<input checked="" type="checkbox"/> オフセット <input type="checkbox"/> フォーム <input type="checkbox"/> ダイレクト <input type="checkbox"/> 賞状 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> その他 ()			
用紙規格 ・ 印刷面 ・ 印刷色	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B 4判 (<input checked="" type="checkbox"/> 仕上がり)	<input type="checkbox"/> 1/4 × 1/4	<input type="checkbox"/> mm × mm	
	【表紙】 kg (紙の厚さ) <input type="checkbox"/> 上質紙 <input type="checkbox"/> コート紙 <input type="checkbox"/> アート紙 <input type="checkbox"/> レザック <input type="checkbox"/> 色上質紙 (厚口・特厚口) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 片面刷 / <input type="checkbox"/> 両面刷 (色)			
	【本文】 4頁 50.5kg (紙の厚さ) <input type="checkbox"/> 上質紙 <input checked="" type="checkbox"/> コート紙 <input type="checkbox"/> アート紙 <input type="checkbox"/> OCR用紙 <input type="checkbox"/> ノーカーボン紙 (青・黒) (N) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 減感 (枚目) <input type="checkbox"/> 裏カーボン (枚目) <input type="checkbox"/> 片面刷 (<input type="checkbox"/> モノクロ (頁) <input type="checkbox"/> 2色 (頁) <input type="checkbox"/> 3色 (頁) <input type="checkbox"/> 4色 (頁)) <input checked="" type="checkbox"/> 両面刷 (<input type="checkbox"/> モノクロ (頁) <input type="checkbox"/> 2色 (頁) <input type="checkbox"/> 3色 (頁) <input checked="" type="checkbox"/> 4色 (4頁))			
製本	【仕切紙】 枚 <input type="checkbox"/> 上質紙 <input type="checkbox"/> 色上質紙 (薄口・中厚口) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 片面刷 / <input type="checkbox"/> 両面刷 (色)			
	<input type="checkbox"/> 無線 (あじろ) とじ <input type="checkbox"/> 針金とじ (<input type="checkbox"/> 中とじ <input type="checkbox"/> 平とじ) (カ所) <input type="checkbox"/> 上製本 <input type="checkbox"/> 見返し <input type="checkbox"/> 背文字 <input type="checkbox"/> バラ (枚帯掛) <input type="checkbox"/> 穴 (カ所) <input type="checkbox"/> ミシン (本) <input type="checkbox"/> セット仕上 (枚帯掛) <input type="checkbox"/> 天のり (組・枚 1冊) <input checked="" type="checkbox"/> 折り (<input checked="" type="checkbox"/> 二つ折 <input type="checkbox"/> 三つ折 <input type="checkbox"/> 巻三つ折 <input type="checkbox"/> 巻四つ折 <input type="checkbox"/> 経本折 <input type="checkbox"/> 観音折) <input type="checkbox"/> その他 ()			
グリーン購入	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 対象外			
	【判断基準】 (1)総合評価値 80以上の印刷用紙を使用すること。(冊子形状のものについては表紙を除く。) (2)印刷物の用途・目的に支障のない範囲で、可能な限りAランクの資材を使用すること。 (3)報告書、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物には、リサイクル適性を表示すること。 (4)オフセット印刷については、インキの種類ごとに規定された率以上植物由来の油を含有し、かつ芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いたインキが使用されていること。			
写真	<input checked="" type="checkbox"/> カラー 1点 <input type="checkbox"/> モノクロ 点 【内訳】 <input checked="" type="checkbox"/> 支給 [著作権: <input type="checkbox"/> 無 (点) <input checked="" type="checkbox"/> 有 (1点)] <input type="checkbox"/> 撮影又はレンタル 点			
イラスト	<input checked="" type="checkbox"/> カラー 16点 <input type="checkbox"/> モノクロ 点 【内訳】 <input checked="" type="checkbox"/> 支給 [著作権: <input checked="" type="checkbox"/> 無 (10点) <input type="checkbox"/> 有 (点)] <input checked="" type="checkbox"/> 書起し又はレンタル 6点			
支給原稿	【表紙】 <input type="checkbox"/> 普通紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト: PowerPoint) 【本文】 <input type="checkbox"/> 普通紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト: PowerPoint) 【イラスト】 <input type="checkbox"/> 普通紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト: JPEG及びPhotoshop Document) 【写真】 <input type="checkbox"/> ネガ <input type="checkbox"/> プリント <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト: JPEG)			
原稿引渡	<input checked="" type="checkbox"/> 受注業者決定時 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 (予定)			
校正責任者	所属名 危機管理部災害対策課 担当者 野崎 内線 (2669) 外線 (024-521-7641)	校正回数	2回	
納入期限	令和7年3月28日 (金)	データ納品	<input checked="" type="checkbox"/> 要 (形式: PDF) <input type="checkbox"/> 不要	
納入場所	福島県危機管理部災害対策課 【その他納品先】 <input type="checkbox"/> 有 (カ所) <input checked="" type="checkbox"/> 無			
特記事項	別紙に記載。また、写真・イラストの点数は、校正により増減する場合があります。			

- (注) 1 必要な仕様は、別紙に具体的に書き入れること。
2 受注業者は、作業前に校正責任者と打合せを行うこと。
3 リサイクル適性の表示が必要な印刷物 (上記グリーン購入【判断基準】(3)を参照) については、受注業者は速やかに資材確認票を出納局入札用度課に提出すること。

「福島県防災基本条例チラシ」の詳細な仕様について下記のとおりとする。

1. イラスト・図

(ア) ふくしまを応援する「ベコ太郎」(以下「ベコ太郎」)

原稿は、計2種のベコ太郎イラストを4箇所配置しているが、必要に応じて支給の10種のベコ太郎イラストから選択し配置の変更及び追加をすること。

色・形状その他の利用上の注意点については、「ふくしまを応援する「ベコ太郎」使用規程」及び「ふくしまを応援する「ベコ太郎」デザインマニュアル」を遵守すること。

(イ) 警戒レベル一覧表について

警戒レベルの一覧表を用いる場合には、以下の表記上の留意点を踏まえる。

- ① 警戒レベル5は命の危険が極めて高く警戒レベル4までとは異なる段階であることを示すため、5と4以下の間に区切り等を設け、その区切りの趣旨として「警戒レベル4までに必ず避難！」と記載し波線で挟む。
- ② 避難のタイミングが明確になるよう、警戒レベル4、3を強調する(太文字、行の高さを高くする等)。
- ③ 配色については、別紙の内閣府資料に準拠すること。

2. レイアウト及びイラストの挿入

- ・原稿の記載に沿ったベコ太郎以外のイラストを必要に応じて使用すること。
- ・原稿のレイアウトを基本としつつ、見やすいレイアウトにすること。

防災の

みんなで防災
かんぱっぺ～



ふくしま応援!「ベコ太郎」

基本

令和7年4月1日施行

福島県防災基本条例を解説します。
～「災害に強い県づくり」に向けた新たな道標～

福島県では、激甚化・頻発化する災害から、県民の生命、身体及び財産を守るため、自助・共助・公助・の連携した取組の強化を目指し、福島県防災基本条例を新たに制定しました。

福島県

避難指示等と避難行動について

災害発生時又は発生のおそれがある場合に各市町村から発令される避難指示等についてその内容ととるべき行動について解説します。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1
<警戒レベル4までに必ず避難!>			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである
 (注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5(緊急安全確保)の発令を待つてはいけません。

警戒レベル4(避難指示)で危険な場所から全員避難してください。

避難に時間のかかる高齢の方や障害のある方、乳幼児等とその支援者は警戒レベル3(高齢者等避難)で危険な場所から避難してください。

福島県防災アプリについて

ダウンロードすっぺ

「福島県防災アプリ」は速やかに避難するための情報や機能が集約されたアプリです。いざというときのために是非ダウンロードしましょう。



仮



問 県危機管理課
TEL:024-521-8651

プッシュ通知

気象情報や避難情報などを通知でタイムリーにお知らせします。

ハザードマップ

現在地や任意で選択した場所の災害リスクを確認できます。

避難所検索

最寄りの避難所の開設状況や混雑状況を確認できます。ルート案内も可能です。

防災マップ

河川水位や雨雲、道路規制、河川カメラや道路カメラなどの情報を確認できます。

福島県防災基本条例とは？

福島県防災基本条例の概要

福島県は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による未曾有の複合災害からの復旧・復興が今もなお継続しています。そのような状況にあっても令和元年東日本台風をはじめ、令和3年、令和4年と連続して発生した福島県沖を震源とする地震、令和5年台風第13号に伴う大雨等、度重なる自然災害に見舞われてきました。

県は、県民の生命を守るため、「自助(自分自身の命を守る)」、「共助(地域での助け合い)」、「公助(行政等の取組)」の各主体の取組を明確化と連携した取組の強化による災害に強い福島県づくりを目指し、福島県防災基本条例を制定しました。

防災の取組の基本理念(第3条)

- 人命最優先** 県民の生命及び身体の安全確保を最優先に、災害による死者(災害関連死を含む。)を出さないことを目指します。また、自助・共助・公助の各主体が連携した取組の強化により、被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」を基本とします。
- 一体的な取組** 様々な取組を適切に組み合わせ一体的に講じます。
- 県民主体** 防災について県民一人一人が主体となってい、多様性と包摂性(誰一人とり残さないこと)のある持続可能な地域社会の実現を目指して推進します。
- 絶えず改善** 最新の科学的知見、過去の災害から得られた経験及び教訓を生かしつつ、デジタル技術の発達を踏まえ絶えず改善を図ります。

県民のみなさんに取り組んでいただきたいこと

知る・備える

- 災害に関する基本的知識を習得しましょう。
- 物資の供給やライフラインの回復まで健康的な生活を送るための備蓄に努めましょう。
- 適切な避難行動のために地域の避難訓練に積極的に参加し、また、自分にあった避難行動計画を作成しましょう。

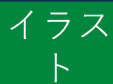
役立つ2つのノート 確認すっぺ

県は、防災に役立つ2つのノートを作成しています。是非、ご覧ください。

- そなえるふくしまノート
災害に対して「備える」「身を守る」ことの大切さ等をまとめたノート。
- ふくしまマイ避難ノート
日頃から一人一人が自分に合った適切な避難行動について考え、備える「マイ避難」の準備に活用できるノート。

問 県危機管理課 TEL:024-521-8651

協力した避難所生活



○多数の人々が過ごす避難所においては、相互に協力しつつ、お互いの人権を尊重した避難生活を送ることが大切です。

次世代に伝える



○伝承施設の訪問や家族との話し合いを通じて過去の災害から得られた経験及び教訓を次世代に伝承しましょう。

事業者のみなさんに取り組んでいただきたいこと

事業継続計画の策定

- 事業継続計画の策定
災害発生時に事業が中断とならないよう事業継続計画(※)を策定し、計画に基づいた訓練を実施しましょう。
- ※ 事業継続計画:BCPとも呼ばれ、災害時の事業継続や迅速な復旧のために必要な方針・体制・手順などを定めたもの

【事業継続計画策定の支援】
県では、計画の策定支援及び策定に係る費用の一部の補助を行っております。お気軽にお問合せください。

確認すっぺ

仮

問 県経営金融課
TEL:024-521-7288

教訓の反映



○事業継続計画は策定して終わりではありません。災害から得た経験や教訓を積極的に反映させましょう。

地域との連携



○事業者は、地域と共生する主体の1つです。従業員が消防団等へ参加しやすい職場環境の整備等に努めましょう。

自主防災組織のみなさんに取り組んでいただきたいこと

知る・備える



- 町歩き等を通じて自分の地域の災害危険箇所等の地域の特徴を理解しましょう。
- 住民への防災知識の発信や地域の特性に合わせた防災訓練を実施しましょう。
- 市町村等と協力して地区防災計画を作成しましょう。

地区防災計画

地区(地域)ごとに作成される災害時の具体的な行動計画です。住民の皆さん自身の手で作成されることが特徴です。

イラスト

要配慮者を支援する

- 要配慮者(高齢者や障がい者等、避難や生活の中で特別な支援や配慮が必要な方)の特性を理解し、できる範囲で支援に努めましょう。避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用が効果的です。



県・市町村が取り組むこと

災害予防対策

- 地域防災力の強化のため、様々な災害予防対策に取り組みます。
 - ・住民に対する防災知識の普及啓発
 - ・消防団及び自主防災組織等の充実強化
 - ・要配慮者への支援
 - ・平常時から様々な関係機関と連携
 - ・災害時に必要となる物資を備蓄と、関係機関と連携した物資の調達及び供給体制を構築

復旧・復興対策

- 迅速な復旧・復興のため関係機関と連携した取組をするとともに、被災者の適切な生活再建を図るため災害ケースマネジメント等に取り組めます。

災害教訓等の伝承

- 災害から得られた知見及び教訓を次代に伝承し、今後の防災対策に生かすため災害の規模や特徴に応じた伝承の取組を実施します。

災害応急対策

- 災害応急対策の実施にあたっては、関係機関と密に連携し、的確に実施します。

条文の全文はこちらから



ふくしまを応援する「ベコ太郎」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ふくしまを応援する「ベコ太郎」(以下「ベコ太郎」という。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(ベコ太郎の管理)

第2条 ベコ太郎のデザイン使用に関する一切の権利は福島県に帰属し、福島県総務部広報課が管理する。

(申請)

第3条 ベコ太郎を使用しようとする者は、あらかじめ「ベコ太郎使用承認申請書」(様式第1号)(以下「申請書」という。)を福島県総務部広報課長(以下「広報課長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は申請を省略することができる。

- (1) 国、又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人が福島県を応援する目的で使用するとき。
- (5) その他、広報課長が適当と認めたとき。

2 申請を省略する場合においても第4条各号に該当する場合は、ベコ太郎を使用することは認めない。

(承認の範囲)

第4条 広報課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。なお、その際、広報課長は使用方法やその他について、必要に応じ条件を付することができる。

- (1) 福島県の信用・品位を害する、又は害するおそれのあるとき。
- (2) 福島県の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) ベコ太郎を正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 不当な利益をあげるために使用されるおそれがあるとき。
- (7) その他、広報課長が不適切と認めたとき。

(承認)

第5条 広報課長は、前条の規定による承認をするときは、「ベコ太郎使用（変更）承認通知書」（様式第2号）をもって通知する。

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 デザインの使用期間は、使用承認の日から最長2年間とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ベコ太郎を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用できるデザインは「ふくしまを応援する『ベコ太郎』デザインマニュアル」に掲載されているもののみとする。
 - (2) 承認された用途のみに使用し、広報課長の指示する使用条件に従うこと。
 - (3) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
 - (4) イメージを損なう展開又は、応用使用はしないこと。
 - (5) 使用にあたっては、原則として、ベコ太郎に近接して「ふくしまを応援する『ベコ太郎』」、「ふくしま応援！『ベコ太郎』」又は「ベコ太郎」と表記すること。
 - (6) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに広報課長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- 2 ベコ太郎の変形、加工、アニメーションの作成等は原則として認めない。ただし、広報課長が必要と認めた場合は別途協議する。
 - 3 ベコ太郎を使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

(使用の非独占・福島県の非推薦等)

第9条 本規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を使用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等又は使用者について福島県による推薦又は品質保証を行うものではない。

(承認内容の変更)

第10条 ベコ太郎の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ「ベコ太郎使用承認変更申請書」（様式第3号）を広報課長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、「ベコ太郎使用（変更）承認通知書」（様式第2号）をもって通知する。
- 3 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

第 11 条 広報課長は、ベコ太郎の使用がこの規程又は承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。

3 前 2 項の規定は、第 3 条により申請を省略した場合も同様とする。

(責任の制限)

第 12 条 前条の規定により、ベコ太郎の使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、福島県はその責めを負わない。

2 使用者は、デザイン等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者は、デザイン等の使用に際して故意、又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、ベコ太郎の使用に関して必要な事項は、広報課長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和 2 年 1 2 月 1 6 日から施行する。

(様式第1号)

ベコ太郎使用承認申請書

令和 年 月 日

福島県総務部広報課長 宛

申請者

住 所

氏 名

下記のとおり、ベコ太郎を使用したいので申請します。

記

1 使用対象物件

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間（最長2年間とする）

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 使用数量

5 連絡先

担 当 者

電 話 番 号

F A X 番 号

メールアドレス

6 添付書類等

(1) 申請者の概要

(2) 企画書（レイアウト、原稿等）

(3) その他参考になるもの（商品見本等）

(様式第2号)

第 号
令和 年 月 日

ベコ太郎使用（変更）承認通知書

様

福島県総務部広報課長

令和 年 月 日付けで申請のあったベコ太郎使用（変更）については、次の条件を付して承認します。

記

1 承認番号

総第 号

2 使用期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 使用条件

(1) デザインの使用に関しては、「ふくしまを応援する『ベコ太郎』使用規程」の内容を遵守すること。

(2) 完成品を提出すること。

(様式第3号)

ペコ太郎使用承認変更申請書

令和 年 月 日

福島県総務部広報課長 宛

申請者

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け 総第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

項目	変更前	変更後
使用対象物件		
使用目的及び 使用方法		
使用期間		
使用数量		
連絡先		
その他		

ふくしまを応援する「ベコ太郎」デザインマニュアル



「ベコ太郎」のデザインを使用する際には、「ふくしまを応援する『ベコ太郎』使用規程」を確認の上、正しくご活用願います。

令和2年12月16日

ふくしまを応援する「ベコ太郎」の紹介

ベコ太郎は、自ら積極的にふくしまを応援する、「赤べこ」モチーフにしたキャラクターです。

福島県総合情報誌『ふくしままっぷ』のナビゲーターとして平成28年から登場し、6秒動画『もっと 知って ふくしま！』などで福島県の観光地や特産品、人、魅力を紹介しています。








名称の表記

デザインの近くに名称を表記してください。

名称については、

- ① ふくしまを応援する「ベコ太郎」
- ② ふくしま応援！「ベコ太郎」
- ③ ベコ太郎

①～③のいずれかのみで表記をお願いします。

 ふくしまを応援する「ベコ太郎」	 ふくしま応援！ 「ベコ太郎」	 ベコ太郎
ベコ太郎 	 ふくしま応援！「ベコ太郎」	 ふくしまのチラシ ふくしまを応援する 「ベコ太郎」 表  裏

○名称表記の位置については、上下左右の指定はございません。

○パンフレット等で複数カットのデザインを使用する場合は、表紙などメインとなるデザインの近くに表記するようお願いいたします。その場合、メインデザイン以外での名前の表記は省略することも可能です。

○名前のフォントや大きさ、色について指定はありませんが、可読性の確保をお願いします。

色の指定

色指定(カラー)

赤色

■ プロセスカラー M85 Y100
■ 大日本インキ DIC565

黄色

■ プロセスカラー M15 Y100
■ 大日本インキ DIC567

水色

■ プロセスカラー C45 Y10
■ 大日本インキ DIC2178

金色

■ プロセスカラー M30 Y90 K30
■ 大日本インキ DIC620(金色)
■ 大日本インキ DIC2293(近似色)

黒色(輪郭線)

■ プロセスカラー K100

白色

□ プロセスカラー K0



色指定(モノクロ)

赤色

■ プロセスカラー K45

黄色

■ プロセスカラー K8

水色

■ プロセスカラー K10

金色

■ プロセスカラー K60

黒色(輪郭線)

■ プロセスカラー K100

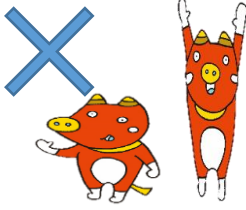
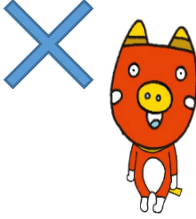
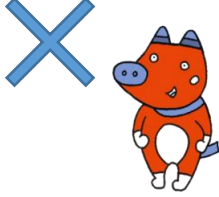


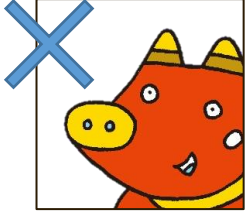
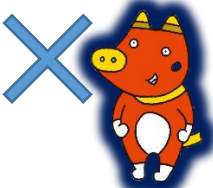


白色

□ プロセスカラー K0













背景の色やデザインにより、ベコ太郎の視認性やイメージを損なうような表現はしないようお願いします。

禁止事項

 <p>縦横比の変更</p>	 <p>部分的な変更</p>	 <p>色の変更</p>
 <p>左右の反転</p>	 <p>異なる要素の追加 イメージを損なう物等を持たせる</p>	 <p>一部を切り取って使用</p>
 <p>フチをつける</p>	 <p>シルエットのみでの使用</p>	 <p>推薦表示 誤解を招く可能性のある表現</p>

そのほか、使用規程に定める事項等を遵守願います。

デザイン一覧

 <p>01</p>	 <p>02</p>	 <p>03</p>
 <p>04</p>	 <p>05</p>	 <p>06</p>
 <p>07</p>	 <p>08</p>	 <p>09</p>
 <p>10</p>		



令和3年3月5日
内閣府（防災担当）

大雨の警戒レベルをわかりやすく伝えるための5色の配色 について紙面上の推奨配色（CMYK値）を定めました

5段階の警戒レベルの違いをわかりやすく伝えるためには、配色を統一させ色のイメージを定着させることが重要であり、またその配色が様々な色覚の人にも可能な限りわかりやすいものになっていることが必要です。

このため、様々な色覚の人^{*1}を対象に、わかりやすい警戒レベルの配色に関する検証調査^{*2}を実施し、警戒レベルの画面上の推奨配色を定め、RGB値については令和2年5月29日に公表するとともに関係機関等に対し、原則として本配色を使用することを依頼したところです。

このたび、チラシやポスター等の紙面上の推奨配色（CMYK値）についても検証調査を踏まえ、以下の通り定めましたのでご活用ください。

※1 一般色覚、1型色覚、2型色覚、ロービジョン者（3型色覚類似）

※2 検証調査実施者：特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構等、伊藤啓教授（ケルン大学理学部生物学教室）

	避難情報等 [*]	色	R G B 値 (R2.5.29公表)	CMYK値 (R3.3.5公表)	備考
警戒レベル5 警戒レベル5相当情報	災害発生情報	黒	12, 0, 12	30, 40, 0, 100	完全な黒だと死を連想する可能性があるため、わずかに色味をつけている。
警戒レベル4 警戒レベル4相当情報	避難勧告、避難指示（緊急）	紫	170, 0, 170	50, 85, 0, 5	危険だという印象を高めるため、青やピンクと誤認しにくいように濃いめで赤みのある色にしている。
警戒レベル3 警戒レベル3相当情報	避難準備・高齢者等避難開始	赤	255, 40, 0	0, 85, 95, 0	黒や紫との区別をしやすいするため、やや橙側に寄せている。
警戒レベル2 警戒レベル2相当情報	洪水注意報、大雨注意報等	黄	242, 231, 0	0, 0, 100, 5	白との区別をしやすいするため、やや濃いめで、橙側に寄せている。
警戒レベル1	早期注意情報	白	255, 255, 255	0, 0, 0, 0	
発表無し	—	—	—	—	原則として表示しない。「発表無し」と「レベル1」を区別する必要がある場合は、「発表無し」に白、「レベル1」に明灰のRGB値(200, 200, 200)を用いることが考えられる。

※ 避難情報等の名称は、「避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月）」のものを記載しています。

※ RGB値は、インターネット標準のsRGB色空間、色温度6500K、ガンマ2.2及びHD放送標準のBT.709（REC.709）色空間、色温度6500K、ガンマ2.4を想定しています。

※ CMYK値は、コート紙印刷用標準のJapanColor 2011をプロファイル指定してカラーマネジメントして下さい。

新聞紙等では印刷機の環境に合わせて適切なプロファイル変換を行って下さい。

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（調査・企画担当）付 菅、長野

電話：03-3501-5693（直通）